

# 告 示

埼玉県中央家畜保健衛生所長告示

埼玉県川越家畜保健衛生所長告示 第一号

埼玉県熊谷家畜保健衛生所長告示

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十条の規定により、高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和六年十月二十四日

埼玉県中央家畜保健衛生所長 中 島 敏 行

埼玉県川越家畜保健衛生所長 伊 藤 麗 子

埼玉県熊谷家畜保健衛生所長 窪 田 美 佳

## 一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止

## 二 実施する区域

県内全域

## 三 対象農場等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）を飼養する農場その他家畜保健衛生所長が必要と認める場所

## 四 実施すべき者

三の農場等において飼養される家きんの所有者

## 五 実施の期日

令和六年十月二十五日（金）から令和七年五月三十一日（土）までの間

## 六 消毒方法

農場等及び各家きん舎周囲のうち、家畜保健衛生所長が指示する場所に消石灰を散布する。ただし、同等の効果が認められる方法への代替も可とする。

## 七 その他

本告示による消毒作業が終了した場合は、直ちに当該農場等の住所地を管轄する家畜保健衛生所長に報告すること。

## イ 埼玉県中央家畜保健衛生所

埼玉県さいたま市北区別所町百七番地一（郵便番号三三一〇八二二） 電

話〇四八―六六三―三〇七一 ファクシミリ〇四八―六六六―八七三一 電子

メール [m633071@pref.saitama.lg.jp](mailto:m633071@pref.saitama.lg.jp)

## ロ 埼玉県川越家畜保健衛生所

埼玉県川越市大字石田百五十二番地（郵便番号三五〇―〇八三七） 電話〇

四九―二二五―四一四一 ファクシミリ〇四九―二二六―九六五三 電子メー  
ルr254141@pref.saitama.lg.jp

ハ 埼玉県熊谷家畜保健衛生所

埼玉県熊谷市円光一丁目八番三十号（郵便番号三六〇―〇八一三） 電話〇

四八―五二一―一二七四 ファクシミリ〇四八―五二六―一〇六三 電子メー

ルk211274@pref.saitama.lg.jp